

医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

一般名処方加算（F400【処方箋料】の加算）

当院では、お薬の処方にあたり一般名処方（お薬の「商品名」ではなく「有効成分の名称」を処方せんに記載すること）を行っています。一般名処方により、同じ有効成分でより安価な薬（後発医薬品）を選ぶことができ、また特定の医薬品の供給が不足した場合でも同じ有効成分の別の薬に切り替えることで必要な薬を受け取ることができます。なお、患者さんが先発品の処方を希望する場合や、薬局で先発品を希望された場合には健康保険外の別途料金がかかることがあります。一般名処方について、ご不明な点がございましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◆施設基準の届け出事項

外来感染対策向上加算 第817号令和6年6月1日

連携強化加算 第253号令和4年5月1日

短期滞在手術等基本料1(イ以外) 第110号令和4年4月1日

ニコチン依存症管理料 第856号平成29年7月1日

がん患者指導管理料 第1004号平成25年6月1日

静脈圧迫処置 第18号令和3年4月1日

酸素単価 第53270号令和6年4月1日

関内医院

患者の皆様へ

当院では領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる**明細書**を**無料※**で発行することといたしました。

また、公費負担医療を利用されているため、自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することといたしました。

明細書には、検査や処置、使用した薬剤の名称など、診療に関する情報が記載されています。**診療情報は、患者の皆様にとって大切な『個人情報』です。**その点を十分にご理解いただき、取り扱いにはご注意くださいようお願いいたします。

また、**明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にお申し出ください。**

【明細書の取り扱い注意事項】

- ① 明細書を他人に見せない(渡さない)
- ② 当院のごみ箱、外出先のごみ箱などに捨てない
- ③ 捨てる際には、シュレッダーで裁断する、名前を塗りつぶすなど、個人が特定できないようにする

※明細書の項目にある「明細書発行体制等加算」(1点)は、医療機関の明細書発行体制を評価するもので、明細書の費用ではありません。詳しくは厚生労働省または関東信越厚生局までお問い合わせください。

院 長